

技能検定委員の皆様へ

随時技能検定試験は法律に基づく国家試験で、試験当日にお渡しする「実技試験採点基準」は秘密書類ですから、次のように取扱いには十分注意してください。

- 1 採点基準をコピーしたり、内容転記等を行わないこと。
- 2 採点基準の内容を受検者等に漏らさないこと。（口頭によるものを含む）
- 3 採点基準を第三者に見られる恐れがある場所に放置しないこと。
- 4 採点基準の持ち運びには、紛失等の事故が無いよう十分注意すること。
- 5 採点基準の紛失等の場合は、その旨を速やかに愛知県職業能力開発協会に報告すること。

以上に反した場合は、技能検定委員を解任されることがあり、**職業能力開発促進法第100条（罰則）**により、**6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。**

※ 採点基準は試験終了後に返却していただきます。

以上のことを留意して試験を実施しました。

令和 年 月 日

技能検定委員氏名 _____

※ お手数ですが、試験終了後、こちらの書類に記名（自署）の上、提出をお願いします。